

(別表1)

区分	職名	任 務	定数	任 期	選出方法	
執行部	区 長 兼公民館長	区を代表し、区並びに公民館業務を統括するほか、市行政区長を兼ねる。	1名	2年	再任を妨げない。 但し同一職に就いて、引き続き6年(会計は4年)を超えることはできない。	評議員会で推薦し、組長会の承認を受け、総会で決定する。
	副区長 兼副公民館長	区長を補佐し、区長の指示のもと、区が実施する事業の企画運営並びに公民館の管理運営を行う。 区長事故ある時、又は不在の時は区長の職務を代行する。	1名	2年		
	会 計	区の会計を処理する。	1名	2年		
	総 務	1 会議等の議事録の作成 2 区報の作成 3 区事業の推進	3名以内	2年		
組長会	ブロック 幹事長	組長会を代表する。	正1名 副1名	共に 1年	ブロック幹事会で推薦し、総会で決定する。	
	ブロック 幹事会	ブロック内の組長を代表する。 区実施事業に関する執行部への提案 区実施事業のブロック内組長への周知	各ブロック 1名	1年	組長会で決定し、総会に報告する。	
	組 長	隣組を代表する。 各隣組の業務を処理する。	各隣組 1名	1年	隣組内で決定し、総会に報告する。	
評 議 員	区長の諮問に応じ意見を具申する。 区行政全般に関する執行部への提案	10名以内	2年	役員会で推薦し、総会で決定する。		
監 査 員	区の決算等を監査する。	2名	2年	再任できない。	評議員会で推薦し、総会で決定する。	
職 員	区の事務等に従事する。	1名	1年	再任を妨げない。	公募により役員会の承認を得て区長が決定する。	

(別表2)

区分	時期	招集者	議長	成立	審議事項	表決	出席資格	備考
総会	定例	区長	出席者の中から選出	上構成（委任世帯数を含む）の1以上	1 予算決算等の承認 2 事業報告・計画 3 役員等の承認・決定 4 規約の改廃 5 区費の賦課徴収 6 役員等の報酬の決定 7 その他必要事項	出席者の過半数で決する。可否同数の場合は議長が決する。	一構成世帯につき1名とし、20歳以上の者（20歳未満の既婚者を含む）。	4日前までに組長を通じ総会資料を各世帯に配布する。
	臨時							
組長会	定例	区長	ブロック幹事長	構成員の過半数の出席	1 補正予算の承認 2 執行部案の重要事項の承認 3 その他必要事項	同上	組長又は代理人	
	臨時	ブロック幹事長						
	ブロック幹事会				区長又はブロック幹事長が必要と認めた時			
執行部会	月1回及び区長が必要と認めた時	区長	区長	同上	1 区行政に関する重要事項の検討 2 職員等の給与案の作成 3 その他必要事項	同上	執行部	
役員会	区長が必要と認めた時	区長	区長	同上	1 執行部案の審議 2 組長会の議案作成 3 その他の必要事項	同上	役員	
評議員会	区長又は評議員会長が必要と認めた時	評議員会長	評議員会長	同上	1 総会議案及び補正予算案の審議 2 区長諮問事項の答申 3 執行部人事の推薦 4 監査員の推薦 5 役員及び監査員等の手当案の作成 6 執行部への提案事項の審議 7 その他必要事項	出席評議員の過半数で決する。可否同数の場合は議長が決する。	評議員 評議員会長が必要と認めた者	
隣組会	隣組で定める。	組長	組長	隣組で定める。	1 区の運営に必要な事項の協議・検討 2 周知連絡事項の伝達 3 諸行事实施の分担 4 その他必要事項	隣組で定める。	隣組で定める。	